

第9回富士山世界文化遺産学術委員会議事録

日時:平成 29 年 10 月 10 日(月)14:00～15:50

場所:都道府県会館 101 大会議室

1 開会

山梨県県民生活部 中山次長より開会挨拶

2 報告事項

(1)今夏の富士山の状況について

入 倉 課 長 今夏の富士山の状況について説明(資料1)

吉 田 委 員 5pの富士山保全協力金受入状況について、団体一括という項目が新しく増えているが、これはどのような徴収方法なのか。

入 倉 課 長 団体一括は山梨県独自の制度である。昨年までの結果で、団体(ツアー)登山者からの取りこぼしがあったため、事前に富士山保全協力金を一括して集めた旅行会社に対し、手数料的なインセンティブを支払う制度である。団体登山者から、なるべく多く、取りこぼしのないようするために始めた制度である。

吉 田 委 員 この制度の実績は、拡大余地があるのか。かなりの割合を占めているのか。

入 倉 課 長 今年から開始した制度で、周知不足や理解を得られていない部分があり、今後、旅行会社に周知を図っていくため、実績拡大の可能性はあると考えている。

3 議事

(1)保全状況報告書について

保全状況報告書及び各種戦略の進捗状況について

入 倉 課 長 保全状況報告書及び各種戦略の進捗状況について説明(資料2)

岡 田 委 員 研究体制について、両県にセンターが建設され、情報発信機能が併設される形である。このセンターは、機関として全く別個で、運営体制が一本化されるということは特になのか。

両センターにおける研究や調査の従事者について、一方は「学芸員」、他方は「研究員」という表現だが、これは違う職種なのか。

入 倉 課 長 運営体制について、両県別々である。静岡県は博物館法における博物館、山梨県は博物館ではないという違いがある。静岡県の世界遺産センターについては、後ほど説明がある。山梨県の世界遺産センターは指定管理者制という民間委託をしているが、静岡県は直営である。

研究体制について、山梨県は学芸員 2 名である。

内 野 課 長 静岡県の世界遺産センターについて、研究員は 5 名で、今後、学芸員の資格を取り対応していく。

吉 田 委 員 4p、5pの今夏の主な取組について、混雑予想カレンダーにより登山者が平日に分散した可能性があるということなので、これからも続けていただきたい。

次のコンパスとの連携による登山届の提出は非常に重要だと思う。今後、このような取組を両県で拡大、あるいは登山届を義務化していく方向性はないのか。

5pのマイカー規制期間について、山梨県側は、53日から63日に拡大した。今までは、マイカー規制による効果が、登山者数を抑えているのではないかという分析があった。マイカー規制期間が拡大したにも関わらず、登山者数が増加した要因について、どのように分析しているのか。

入倉課長 1つ目の登山者の平日分散化について、目に見える形で、混雑カレンダーを見て登山者が分散しているとは言い切れない。よりネガティブな情報や混雑写真等を掲載すれば、分散化が発展する可能性はあると思われる。

コンパスによる登山届について、山梨県は9月に富士山と南アルプスと八ヶ岳等を対象とした登山届に関する条例を作成した。山梨県には、日本で標高が高い山の上位3つがあるが、これらの登山届の義務化を2年程度のちに、富士山については12月から3月までの冬山に限り義務化、その他の期間は努力義務とする内容である。他の山も同様に、基本的には冬山の一番危険な時期に義務化をするという条例を作成した。コンパスによる登山届の件数について、山梨県側の伸びはなく、静岡県の方が恐らく高いと思われる。

マイカー規制を10日延長したが、登山者数が増加していることについて、通常、マイカーを規制すれば登山者数は減少するはずだが、それを上回り増加する要因が、外国人登山者なのか、団体登山者なのか、確定的なことはまだ申し上げられない。今後、様々な資料や分析が必要であると思っている。

内野課長 静岡県における登山届の義務化について、山梨県の今年9月の議会状況を受け、富士山に関し、冬山期間、開山期間以外の登山届の義務化について検討を始める対応を考えている。

遠山委員長 混雑予想カレンダーをより多くの登山者に見てもらい、平準化に繋げることは、有効な方法ではないかと思う。この資料の記述は最終的に変わる可能性があるのか。

入倉課長 その通りである。分かりやすくしていく。

遠山委員長 このような内容の報告書がユネスコへ提出されるということ。細かいことだが、西暦の後ろに括弧書きで必ず和暦を表記しなくてもよいのではないか。翻訳時に、西暦表記だけにすることを最初に注記しておけば良いと思う。平成は変わる可能性もある。この点は、文化庁と相談し、日本国から出す文章として問題ないという確認をした上で、整理して欲しい。

入倉課長 参考にする。

加藤委員 登山届について、現在、日本の多数の地域で登山届・入山届の義務化、あるいは義務化に近いような形で推奨という動きがあり、これは非常に良いことだと思うが、登山届が持つ意味については、実はまだあまり考えられていない気がする。昨今、各都道府県で登山届に関連し、その地域の山のランク付けを行い、その情報を提供しようという動きがあった。情報提供は非常に意味があると思うが、日本における登山届の義務化を歴史的に見ると、立山・劔岳がある富山県と、一時遭難が相次いだ谷

川岳がある群馬県が、先行事例として挙げられるが、この2県の考え方は違う。

富山県は、一番危険な時期に、一番危険な場所へ行く登山者に対し、十分な情報を提供しようというシステムを作っており、これが非常に効果を発揮している。特に冬の剣岳の危険地域に行く登山者は、事前に登山届を提出し、その登山届を担当している警察へ行き、必ず情報を入手する。なぜかという、冬山の最前線に、その時期、その時の山の状況を一番よく知る、富山県の山岳警備隊のエキスパートがいる警察の派出所があるためである。だから、登山者は、その情報を入手したいと考え、そこで登山を中止するように言われた場合、登山を断念するということで、うまく機能している。

一方、群馬県の谷川岳は、登山届の義務化が正直機能しているかどうか、よく分からない。遭難が発生して初めて登山届の提出有無の状況が分かる程度の話である。谷川岳は制度設計の考え方が違う。昭和30年代から40年代の登山ブーム時に、雪のない時期に危険な場所に行く、十分な知識・技術がない登山者達を事前にコントロールできないかという趣旨で作られた制度である。だから、本当に危険な時期に登山をするエキスパートに対するチェックはしない。

富士山は、どのような目的で登山届を制度化していくのか考えなければいけないと思う。欧米の国有林や国立公園を中心に一般化している登山届は、人、利用状況、満足度アンケート等を継続的に収集することが主目的である。それが人数制限に関係しており、登山届・入山届の提出時に利用料を支払う仕組みである。利用料が人数制限に効果があるか不明だが、その利用料に人数制限が加わり、入山許可証の1日上限が何百枚まで、その時に利用料が発生する、しないという仕組みである。話は戻るが、このような制度を実施するにはコストがかかるので、富士山の場合、何を目的に、どのように登山届の仕組みを設計し、どう利用していくか考えなければならぬ。登山届を提出したのだから、有事には救助が当然と考える登山者もいるかもしれない。今、静岡県は被告として、冬山救助の失敗について裁判を受けているらしいが、失敗なのか、当然なのかは良く分からない所がある。どちらに責任があるのかという話ではなく、様々なトラブルを想定し、トラブルの助長をしないよう、可能な限り事前にトラブル解決につながるような仕組みの一環として富士山型の登山届・入山届を考えなければいけない。難しいのは山梨県である。他に多くの山があり、それぞれの山ごとに状況が違う。すると、県が作成した登山届の条例と、富士山の登山届の整理はどうするのか。静岡県は富士山を中心とした登山届の条例で良いかもしれない。しかし、静岡と山梨で、どちら側から登山し、どちらへ下山するかは、人により違うため、ある程度摺り合わせて、しっかり整理しないといけないと思う。

入 倉 課 長 先ほど申したように、冬山をターゲットに、2~3年後の義務化を考えている。義務化の内容は、単なる届出を、そのまま箱に入れるのではなく、コストはかかるが、面前指導をしなければならないと思っている。登山届の目的については、次回に整理をしたいと思う。

来訪者管理戦略に基づく実施計画書について

入 倉 課 長 来訪者管理戦略に基づく実施計画書について説明(資料2 - 1、3、3 - 1)

遠 山 委 員 長 大変重要なポイントである。論点は2つあると思う。1つは著しい混雑が発生する目安を考え、ある登山者数に達したら止めるのではなく、そのような状況の日数を減らしていく考え方をしたいというのが1点。富士山における混雑基準について、全く新しい工夫した方法で、登山者の1人当たりの面積から割りだした、工夫した算定方法である。論点は2つくらいかと思う。

吉 田 委 員 資料3の1p、指標・水準の設定について、今年の報告が上がるまでは、対前年減で良いと思っていたが、今年のように、吉田口では前年までは4日だったものが5日に増加する、富士宮口では2日から4日に増加すると、対前年減という水準では、増加した翌年は1日減らせばよくなり、増減を繰り返す目標になるのではないか。単に前年だけではなく、それ以前の3年程度を見て斬減していくことを考えなければ、不十分ではないかと思う。

資料3 - 1の2p、事前資料では、登山者意識について、登山道の人が多さが許容できないという表記は、括弧内の3,500人の時は32.7%、4,000人の時は26.1%という数値を使用していたと思う。今回9.4%、11.5%という数値にして、括弧内に許容できるというパーセントを表記したのは、前回の説明と違うような気がするが、これはどういう意味か。吉田口の話だが、3,500人と4,000人の間は、3分の1程度の登山者が許容できないと感じていた状態が、26%に変わるため分かり易かった。この数値を括弧内に入れると、説得力が下がる気がするがどうか。

入 倉 課 長 対前年減という水準について、そのとおりであると思う部分もある。この件は、事務局で検討したいと思う。

登山者意識について、先程は説明を省略した。登山者アンケートは、人の多さを「許容できない」「やや許容できない」、その中間、「やや許容できる」「許容できる」の5段階であった。事前に先生方に提示した資料は、「許容できない」「許容できる」の「やや」という文言を含んだ数値でご意見を頂いた。当然、「やや」を含めれば数値が両方とも膨らんでくる。事務局は「やや」を取り、人の多さが許容できない、我慢できないという点を挙げた方が、より明確になるのではないかと考えた。また、同様に許容できる、混雑は受け入れられるという場合も、「やや」を取り、数値を示した方が、より明確になるのではないかと考え、このような表し方にしたところである。

吉 田 委 員 員 そうであれば、この7.3%、9.4%、11.5%という上段の数値だけを表記すればよく、下段に許容できる割合を表記することで、4,500人でも許容できる割合が、許容できない割合を上回り、許容できる人が多いと捉えられる使い方をされるのではないか。

入 倉 課 長 意見を参考とする。

安 田 委 員 御来光を山頂で見ることは、日本独自であり、例えば、アルプスやヒマラヤなどは御来光で山頂に立つ人はほとんどいない。つまり、登山家である。御来光時に、これだけの人が山頂にいることは、日本独自のやり方だと思うが、その点は考慮されているのか。

入 倉 課 長 富士山が特殊な山という認識はあり、山頂が混雑することもデータに反映されている
と思っている。

安 田 委 員 富士山の御来光を仰ぐ人は、一生に 1 回だと思う。何回も見るともいるが、その人
たちをどう扱うか、まず、ここで議論してもらいたい。富士山保全協力金について 1
年、1 人 1 万円を徴収しても、一生に 1 回であれば安いくらいだと思う。しかし、山
梨県は一切徴収しないということである。だから、協力金の金額を、0 円から 1,000
円にした。しかし、今後、協力金の金額を、もう少し上げなければやっていけない。
協力金を上げ、もう少し快適にする。それが非常に重要なことだと僕は思う。

遠 山 委 員 長 今の安田委員の意見は、御来光についての意識も聞くべきであるというのが1点と、
協力金についてである。御来光について、山頂で満足したかどうかは、別の意識調
査があり、ここには記載していないが、ほとんどの人が満足だったということである。

入 倉 課 長 御来光を見ると、ある程度、混雑しても満足をするのが、この 3 年間の調査で分か
っている。

安 田 委 員 それを出す必要があるのではないか。御来光というのはどういう意味かということ、
世界中の人に理解をしてもらわなければいけない。

入 倉 課 長 ご意見として承る。

遠 山 委 員 長 それは大事かもしれない。検討する必要がある。

西 村 委 員 その点は、数値目標について小委員会で議論をした際に議題となった。1 つは、大
勢の人が、これだけ高い山に登ることは世界でも珍しく、その理由は御来光という非
常に日本固有の文化があるからである。これを欧米並みの数字に戻せという議論で
はないことが前提である。

資料 3 の 2p に表があり、望ましい登山の在り方に関する 12 の項目も小委員会で
議論した。左側にあるように 3 つに分かれており、一番上が 17 世紀以来の登拝に
起源する登山の文化的伝統の継承と記載してあります。これが、御来光のような、登
山と信仰に関連した指標であり、水準を定めている。次に眺望景観、最後に登山の
安全性の指標と水準を定めている。富士山は信仰の山であるが、信仰が厚い理由
で大勢が登山することは、安全性が確保されなければ問題があるため、安全確保の
ための 3 つの指標について、それぞれ様々な数字を議論した。その中で一番セン
シティブだったのが、今、発言のあった過剰な登山者数という点である。ここだけ議
論をしているわけではなく、安全性という点で問題があるという意味で、これらの指標
を定めた。だから、議論していない訳ではない。

荒 牧 委 員 吉田側の八合目、八合五勺から九合目に限った感想だが、確かに、登山道に部
分的に岩場があるため急に歩きにくくなり、そこで詰まってしまう。これは技術的な問
題ではないかと思うが、なぜ登山道を拡幅できないのか。そこだけ幅を広げる、ない
しは少し手を加え登りやすくすることはできないのか。資料 3-1、4p の区間 9 から 12
である。私の記憶でも、ここは詰まってしまう。登山道を拡幅したら景観破壊と言わ
れるかもしれないが、私の偏見では、他の所で景観破壊をしている。例えば、ブル
道の問題なども議論をしなければいけない。むしろ、昔の富士講の人達はもっと広

がり、ばらばらに登山していたのではないかと私は理解している。昔の登山道は多くある。今は数珠つなぎになり、前の登山者が止まれば、後続の登山者が止まるといふ、山手線の階段のような登山をしている。いろいろ考え方はあり得るのではないかという意見である。

もう一つ、私は、登山者が山小屋の前後で止まるという偏見を持っているが、その点は考慮されているのか。要するに、山小屋の前後で登山者をうまく誘導するには、山小屋の協力があるべきである。

それからもう一つ、御来光を見るなら山頂という気持ちが強い人が結構いるらしく、登山者は、山頂へ到着すると安心し、そこに座り込んでしまう。御来光が見えにくい場所、見やすい場所を地図等で示したり、体力に余力がある登山者を、例えば300m先の御来光が良く見える地点に案内するなど、様々な誘導の方法があるのではないか。

入 倉 課 長 荒牧委員の言う分散化の促進は、すべきだと思う。一番分かりやすいのは、物理的に登山道を拡幅する、大きな岩があるなら取り除くことだと思う。登山道拡幅は昔からの登山道の意味、自然公園法、文化財保護法といった調整が必要であると思う。登山道拡幅自体の価値判断をしなれないと思うが、ご意見として頂戴する。

分散化について、御来光、御来迎の話があった。山頂以外で御来光が見られることを知らない登山者が大勢いる。山小屋前で御来光を見て、ゆとりのある登山を推奨している山小屋も結構ある。山頂へ登らずとも、山小屋前で美しい御来光が見られる情報提供をしていきたいと思う。また、静岡、山梨で夜間に誘導員を山頂付近や混雑する場所に配置し、登山者を円滑に登らせる取組をしている。意見を伺いながら、今後、より分散化に向けた何らかの対策を実施していきたいと考えている。

加 藤 委 員 資料 3-1、2p「登山者意識」の表記方法の問題について、吉田委員が言うように、何々が許容できない、登山道の人が多さが許容できない、山頂の人が多さが許容できないという表記だけの方がすっきりすると思う。その一方で、西村委員から提示があった、安田委員の考え、富士山への来訪者が富士山に求めているものは、アメリカ・カナダのような自然地域の来訪者が求めているものとは違い、一緒に山頂で御来光を見るという、集団的、宗教的なものである。人数の多さだけによって満足度が左右されるものではないというアンケート結果が出ている。その内容を、登山者数が何千人でもあまり変化がないと表記するのか、富士山を訪れる利用者・来訪者の満足度に一番大きな影響を与えるものは何なのかということ、報告書のどこかに明記することも一つの方法ではないかという気もする。

もう1点。資料 3-1 と資料 1 を見比べ、資料 3-1 のような整理で当面進めることが一番妥当で、それ以外の方法は課題が多いと思う。そうすると、資料 3-1 及び今日の議論に基づき、静岡県、山梨県が、それぞれの地域で、具体的に 2 つの登山道について目標とする登山者数を決めることになる。また、資料 1 の 3p「登山者の動向」の表の一番右にある、土日祝日の平均の括弧内の平日比は、非常に有用である。それと共に、当然考えていることだと思うが、登山者数の指標を越えた日数

を、今後、積極的に出して欲しい。

遠山委員長 資料1 そのものはユネスコに提出しないということでよいのか。

入倉課長 資料1 はユネスコに提出しない。今の発言内容について、表の中に組み込むなど、何らかの形で出したほうが良いのか、検討する。

田畑委員 大変いい資料であり、資料3-1、最後のページ「参考」に地図のスケッチがある。今一番混雑している所を細かく書いてある。これを見れば、非常に混雑をする、あるいは危険な場所がはっきり分かるが、この情報は現地で情報提供しているのか。

入倉課長 この情報自体は県で情報提供はしていない。地元の登山ガイドは情報提供していると思われる。

田畑委員 これは非常に参考になる良い話である。ここは混雑して危険な場所であると、きちんとアナウンスすれば、少しはルールに沿った動きができるのではないかと思う。この話を五合目から上方まで整理することも大事かもしれない。これは定量的な問題もあるが、サイン計画を作成すべきというのではなく、サインを送るという意味で大事なことではないかと思う。

清雲委員 非常に難しい問題だと思う。登拝することは、先ほど安田委員が言ったように、五合目であろうが、八合目であろうが、頂上であろうが、御来光が登山者の頭の中にあるので、より高い所へ行きたいと思うのが人間だろうと思う。そういう意味で、登山者が頂上へ向かうことを考慮しなければいけない。弾丸登山者がいるのは、このような理由からだと思う。けれども、登山中に災害に遭ったり、その他色々あるだろうと思うし、当日3,000～4,000という人数が登ること自体が法外ではないかと思う。ここで事件や災害が起きた時に、なぜ、学術委員会の委員が、もっとそのことをしっかり言わなかったのか、災害はいつ起きるか分からないのだから、そのために、もう少し人数や入山を抑えたり、他の方法があったのではないかなど、色々な話が出てくるのではないかと思う。そういう中で、ここは真剣にもう少し考えていくことが必要だと思う。

もう一つ、富士山が世界遺産になった大きな理由として、信仰の対象という点がある。信仰の対象とは、御来光が多くを占めていると思う。報告書の中にその点が表記されていないければ、先ほど安田委員が言ったように、うそだろうとなる。なぜ、富士山が信仰の対象となっているのか抜けている気がするが、その辺はいかがか。

入倉課長 災害面から登山者数を考慮しなければならないのは、言うとおりでと思う。信仰の対象というのは本当に重要なものだ我々も考えている。文化的なものがベースになり世界遺産になったのだから、登山者数だけの話になると、どうしても信仰面などが薄れてしまう。そこは工夫して、分かりやすい形で示していきたい。

鹿野委員 富士山の登山道の混雑を許容できない登山者が1割強、混雑日に存在する。ただ、全体として見れば、混雑日というのは夏の特定日だけである。極端に言えば、この1割強の登山者は放置しておけばよいという意見である。この特定日はあらかじめ予想できるわけだから、その分、情報提供し、それでもその日に登山する者は、しようがないと思ったら良いのではないか。私などは多少混雑していて、時々止まることで、登るのにほっとした覚えがある。ある程度の混雑なら、それでも良いという人も

結構いるのではないかと思う。許容できないという数値について、少ないほうがいいが、数値を下げるため現地での対策を講じるよりは、混雑情報を提供して、来訪者が自己判断する部分を、もう少し大きく見たらいかかと思う。

遠山委員長 情報提供は続け、あとは登山者が自分で考えることだと思う。混雑日は、安全あるいは快適さという観点から、行政や関係者が意識していることを発信し続けると良いのではと思う。自己責任という考え方もあり得るかと思うが、これまで、できるだけ快適に、できるだけ安全にということで議論を進めてきた。1割程度の登山者は、どうしようもないという気もする。しかし、この委員会としては、そのような状況をどのように排除するかについて、この報告書の考え方でよろしいかどうかということである。

加藤委員 私は、当面この報告書でいくしかないと思う。ただ、根本的な問題、安田委員が指摘し、清雲委員、鹿野委員からも話があったように、全部、根本は一緒の所にあると思う。私は、収容力を中心とする小委員会にも参加し、それ以外の作業部会に私の知人の研究者も参加している。だから言うわけだが、収容力という考え方はアメリカ・カナダの発祥だが、安田委員が指摘する、山に対して宗教的な感覚を抱き、宗教的な満足度を抱くことはない。満足度という時には自然体験で、自然体験とは周りに人がどれだけいるか、いないか、もっと端的に言えば、どれくらいの混雑かだけである。富士山の場合、収容力を算出する時に生態系への影響がないとはいえないが、算出しにくい。一番大きな問題はトイレであるが、別個に解決の取り組みをしている。この資料3-1のとおり、収容力を算出するとしたら安全という観点であり、清雲委員が指摘のように何かあれば問題になるので、安全を抜きにして自然地域の利用を検討するのはおかしい。そうすると、安全という観点からはどういった内容で最終的に収容力を算出しなければいけないだろうかということで、ここまで議論してきた。

資料3-1は非常に良い研究、対策であり、これしかないと思うが、ここで止まっていたら富士山らしさがない。富士山らしさを更にアピールすることを継続しないと、理解されない。富士山は世界自然遺産ではなく、文化遺産だという特徴がある。これだけ大きな山が文化遺産の対象、信仰対象になっているということ、常にアピールし続けていかないといけない。それがこのような報告書の形になのか、それとも他の形なのか分からないが、重要なこととして、常に主張しなければいけないと思う。

稲葉委員 世界遺産だけに限らないが、文化遺産、自然遺産に国際的に関わる者の中で、山は米国系の自然公園管理だけではなく、聖なる山の対象として人が登り、特にアジアにおいてそのような山が多く、それをどうすべきなのかという認識はあると思っている。富士山は登ることが信仰の対象の山であり、それに対する登山者の管理をどうするかについて、必ずしも米国系の自然公園管理を求められているわけではないと思う。ここで何を示すかが非常に重要な問題であって、ほかのアジア、スリランカ、中国でも来訪者が大勢来る山はたくさんあり、それらに対する重要な参考資料になることなので、頑張りましょう。その上で、この来訪者管理戦略、報告書の大事な部分は、危険を考えピークカットをやらなければいけないが、それと同時に、下方斜面における巡礼路の特定などの大事な情報を抱き合わせていることである。その両方を

見て、信仰のために登る富士山の管理に必要な参考資料になっていると思う。上方の登山道の問題だけではなく、下方斜面の研究、情報戦略、全て一体で実施していることを、この報告書で表現する必要がある。報告書を全て読んでもらい、初めて全体が理解できると思う。

田 畑 委 員 小委員会で十分検討し、今日ここに報告書案が示されている。そのプロセスは聞いていないから分からないが、本日の皆の意見も含め、小委員会で検討をし、理解が進み、さらに検討するということが、大変重要なご意見が出ているのではないかと。また、小委員会で検討して頂きたい。

遠 山 委 員 長 単に数値だけの報告ではなく、文化的な価値を含めた報告書が出来上がると思う。今のご意見も参考に、さらに検討していく。

吉 田 委 員 これは小委員会の検討結果が反映されているので、あとは表現の問題だと思う。先ほど、資料 3-1 の 2p、3p、登山者意識の問題で、鹿野委員からも許容できない割合が 10%という表記があった。その前に提示された資料では、あまり許容できない人を含めると 34.3%、41.6%という大きな数値になる。あまり許容できない人を入れると曖昧だというのがあれば、むしろ、許容できない、あまり許容できない人はそれぞれ何パーセントなのか、細くなるが全部表記したほうが、明確になると思う。許容できないという部分だけ、一番極端な数値を表記すると誤解を招くので、全て表記すれば、読み取れる人は読み取ってくれる。なぜ、それを言うかということ、登山者密度シミュレーションで赤色の表記が 1 カ所だけではなくて複数ある、30 分ではなくて 1 時間以上続く、そういう説明は納得がいくと思うが、GPS 調査は永遠に行えない。それを考慮すると、今後、計測できる全体の登山者数や、下山者に対する登山者意識のアンケート調査を比較しなくてはならない。その部分は極端な所の数値だけ選んで表記するより、そのまま表記して、今後、比較できるようにしたほうがいいのではないかと。

遠 山 委 員 長 報告書の書き方として、全部並べると複雑であれば、その中身を表記し、あとで表を付けるという方法もあるかと思う。少し気にした方が良くと思う。

藤 井 委 員 先ほどからのご意見を聞いていると、富士山は特別な山で、アジア人や日本人にとって、宗教的な意味合いが濃いとなると、むしろ、希望する登山者は上に登らせ、しかも安全に上げることを考慮すると、荒牧さんが言ったように、1 列にならないと通過できない部分は、登山道を拡幅した上で、このようなことを考えるべきではないかと思う。現状あるネックを放置しておくのは考え方が違うのではないかと思うので、登山道の整備も含めて考えて欲しい。

遠 山 委 員 長 そう思う。ぜひ検討し、本当にできないのか、2 列になれば違うのか、2 列にすることで山が崩れ何か大きな変更になるのかを検討をしていただきたい。

岡 田 委 員 この報告書自体がユネスコに提出する文章のたたき台という理解でいいと思う。目次を見た時、1 番が報告書、2 番が委員会決議への対応となっている。次項が各種戦略の進捗状況ということで、目次と次項がどう対応しているのか。

この報告書の中身として気になっていたのは、この報告書作成のプロセスについ

ての報告は必要ないのか、あるいは別に考えてあるのか。特に、藤井委員から、危険箇所の道路拡幅など、具体的な、山自体に手を加えないといけない状況だとすると、どういう手続きで可能になるのか。特に山頂部分の地権者は宗教法人である。自治体で単に方針を決めたからといって、実行に移せるものなのか。実際に管理運営する者同士の協議がどのように進められているかを問われたいか気になる。実際に協議会をどのように運営しているか伺いたい。

遠山委員長 分かりました。ここは学術委員会なので、学術的見地から見ると、そのような意見もあるということで、あとは行政的にどうするか検討していただくということかもしれない。ここはポイントだったが、次の議題に移らせていただく。

平成 28 年度経過観察指標に係る年次報告書及びその他進捗事例について

入倉課長 平成 28 年度経過観察指標に係る年次報告書及びその他進捗事例について説明(資料 2 - 2、2 - 3)

田畑委員 写真の撮影地点、ビューポイントについて、どういう空間であるのか。混み具合や大勢のカメラマンがいる所であるのか、あるいはどのような場所、環境なのかを表記していただきたい。遠山先生を私の所から撮影する際、私の環境はどのような環境であるかということが、全部抜けている。富士宮辺りで撮影地点があるが、その場所がどのような場所で、混み具合はどうか、そのような情報を表記していただきたい。五合目で大勢の来訪者が富士山を写しているが、その五合目の環境、混み具合、密度、環境といった情報を整理していただけるとありがたい。

島山委員 1 回欠席しましたが、この報告書を見て全体的に立派な管理がされていて感服した。今後は手堅い管理の上に、文化遺産としての価値をもっと向上させ、積み上げていくことが大事だと思う。かなり調べているが、まだまだであるというのは富士山の持っている文化的な価値だろうと思う。先ほど議論になった資料 3 の 2p、17 世紀以来の登拝に関する登山の文化的文化の継承は、先ほど安田先生からも話があったが、御来光の満足度が非常に高いようである。それ以外の 2 段目、3 段目の巡礼路、山麓の神社の巡礼路とつながりは、もともと数字が低くなっているが、更に向上の余地があると思う。そのほか、風景の修景にも取り組むとあり、少しずつ進んでいるようで結構だと思う。ハード面だけだとテーマパーク的になってしまうこともあるので、やはりソフト面の取り組みが大事だと思う。資料 2、3 の取り組み、特にツアー会社と協力した巡礼路の活用、衣装の貸出など、今後は非常に大事になり、それらをもっと進める余地があると思う。特に外国人が増えると思うが、外国人だから衣装を着せればいいということではないが、そういうことを意識し日本の登山文化、登山の特色を発信するのであれば、こういう取り組みは良いと思う。

稲葉委員 附属資料の順番について、これは世界遺産委員会の要請なのか。収容力調査研究があまりにも目立っているが、3 番目も良い取組であるのに、資料が短い。増やして労力を増すわけではないが、アピールできる所はアピールするとよい。

(2) その他

入 倉 課 長 保全状況報告書スケジュールについて説明(資料4)

藤 井 委 員 先ほどの来訪者管理計画に基づく実施計画について、アジア系と、西欧系の間では富士山登山に関する考えが違うという議論があったが、収容力調査はこの区別をしているのか。満足度の調査あるいは山頂まで登った登山者数などについては、西欧人とアジア人と日本人という区別をしているのか、あるいは日本人だけのデータなのか。

入 倉 課 長 アンケート及び GPS 調査は日本人だけである。

藤 井 委 員 できれば外国人も調査して欲しい。完全に意識が違うと思う。

(3) 情報提供

静岡県富士山世界遺産センター開設準備事務所 落合所長から静岡県富士山世界遺産センターについて情報提供

4 閉会

静岡県文化観光部文化局 櫻井局長より閉会挨拶

以上